



# 出産育児一時金

## 出産するとき



### 出産育児一時金とは？

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

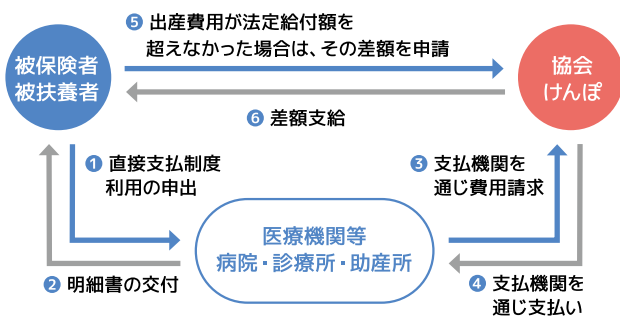


### 支給方法は？

出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み（直接支払制度）となっています。なお、直接、医療機関等に出産育児一時金が支払われることを希望しない方は、出産後に被保険者の方から協会けんぽに申請いただいた上で、出産育児一時金を支給する方法をご利用いただくことも可能です。

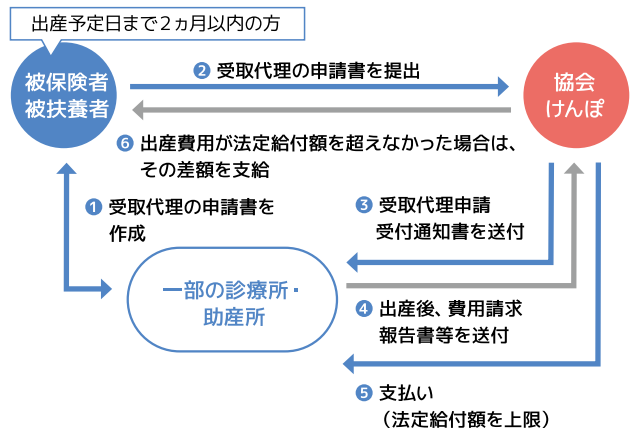
また、厚生労働省へ届け出た医療機関等については、医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金を受け取る「受取代理」制度を利用することができます。

#### ● 直接支払制度の流れ

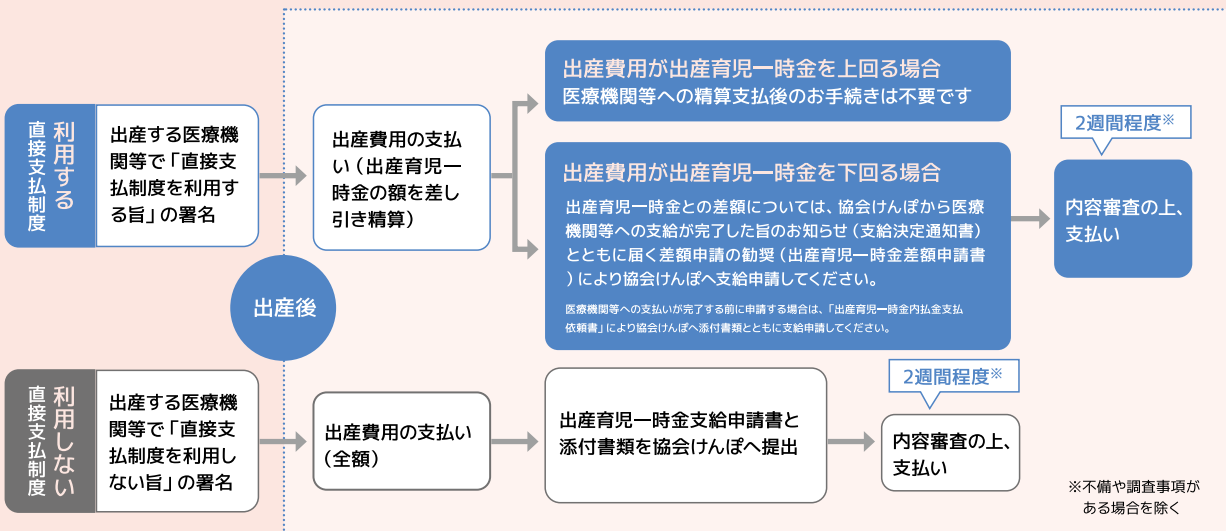


※出産費用が法定給付額を超える場合、被保険者等はその差額を医療機関等に支払います。  
 ※出産費用が法定給付額未満の場合、協会けんぽはその差額を被保険者に支払います。

#### ● 受取代理制度の流れ



### 出産育児一時金の支給にかかる手順



※不備や調査事項がある場合を除く



## 出産育児一時金・家族出産育児一時金の額は？

出産育児一時金および家族出産育児一時金の額（法定給付額）は、一児につき50万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合または在胎週数22週未満の出産の場合は48.8万円）となります。多児を出産したときは、胎児数分だけ支給されます。

| ◎出産育児一時金・家族出産育児一時金の支給額        | 1児につき  |
|-------------------------------|--------|
| 産科医療補償制度※1加入機関で在胎週数22週以降の出産※2 | 50万円   |
| 産科医療補償制度加入機関で在胎週数22週に達しなかった出産 | 48.8万円 |
| 産科医療補償制度未加入の機関で出産             |        |

|              |  |
|--------------|--|
| ※1産科医療補償制度とは | 医療機関等が加入する制度で、加入機関で出産され、万一、分娩時に何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するものです。対象分娩である場合には、領収・明細書に明記されています。 |
| ※2出産とは       | 妊娠85日（4ヵ月）以降の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶が該当します。   |

### 直接支払制度を利用した場合の出産費用

（令和5年4月1日以降に産科医療補償制度加入機関において在胎週数22週以降に出産した場合）

#### ◎出産費用が出産育児一時金の額を上回る場合

（例）出産費用が55万円の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出産費用} \\ \hline 55\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出産育児一時金} \\ \hline 50\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{医療機関へ支払う額} \\ \hline 5\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

不足分を医療機関等の窓口でお支払いいただけます

#### ◎出産費用が出産育児一時金の額を下回る場合

（例）出産費用が40万円の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{出産育児一時金} \\ \hline 50\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出産費用} \\ \hline 40\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{差額支給分} \\ \hline 10\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

差額支給分について、協会けんぽへ申請してください（P.60参照）



## 帝王切開等（保険適用）による分娩の場合は？

帝王切開等による分娩の場合は、健康保険が適用されますので、医療費（保険診療分）が高額となる場合は高額療養費の対象となります。（P.52参照）



## 退職などで資格を喪失した後も受け取れますか？

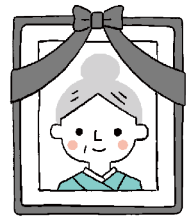
下記の①、②の要件を満たす場合のみ、被保険者が資格喪失した後の出産（被扶養者の出産については対象となりません）であっても、出産育児一時金の支給を受けることができます。

- ① 資格を喪失した日の前日（退職日等）までに、1年以上（任意継続被保険者期間は除く）継続して被保険者であること（協会けんぽや健康保険組合の加入期間を含み、国民健康保険等は含みません。）
- ② 資格喪失後6ヵ月以内の出産であること



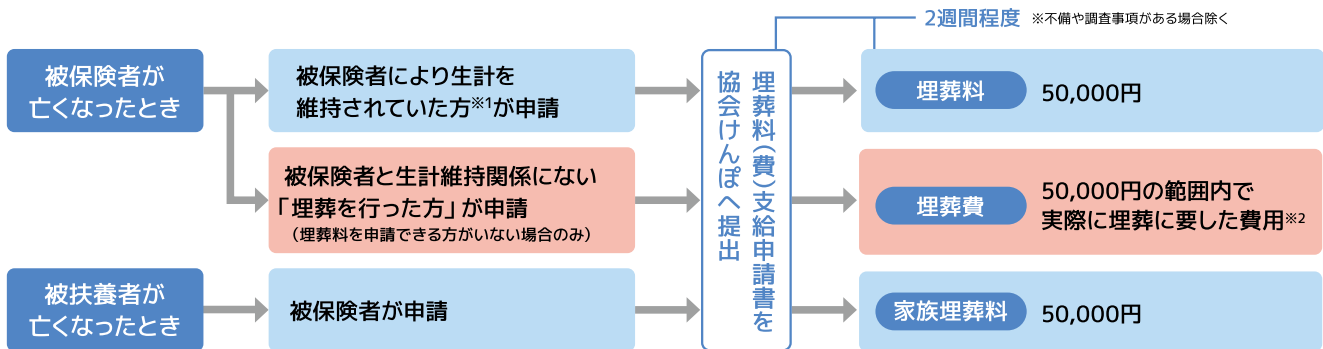
## 埋葬料（費）・家族埋葬料

### ご本人、ご家族が亡くなったとき



#### 埋葬料（費）とは？

被保険者・被扶養者が業務外の事由により亡くなった場合、埋葬料（費）が支給されます。  
「亡くなった方」「申請する方」によって、「埋葬料」「埋葬費」「家族埋葬料」に分かれます。



#### \*1 生計を維持されていた方

被保険者によって生計の全部又は一部を維持されている方であって、民法上の親族や遺族であることは問われません。また、被保険者が世帯主であるか、同一世帯であるかも問われません。

#### \*2 実際に埋葬に要した費用

霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等の実費額です。



#### 資格確認書等はどうすればいい？

被保険者・被扶養者が亡くなったときは、事業主へ資格確認書等（お持ちの方のみ）をご返却ください。事業主は、返却された資格確認書等を添えて、日本年金機構の事務センターへ下記の届出をご提出ください。

#### ◎事業主が日本年金機構 事務センターへ提出するもの

|              |  |
|--------------|--|
| 被保険者が亡くなったとき | ①被保険者資格喪失届（死亡日の翌日が資格喪失日）<br>②資格確認書等（お持ちの方のみ被保険者+被扶養者全員分） |
| 被扶養者が亡くなったとき | ①被扶養者異動届（死亡日の翌日が扶養解除日）<br>②資格確認書等（お持ちの方のみ亡くなった被扶養者分）     |

※埋葬料（費）は、日本年金機構での資格喪失・扶養解除の処理が完了してからの支給となります。

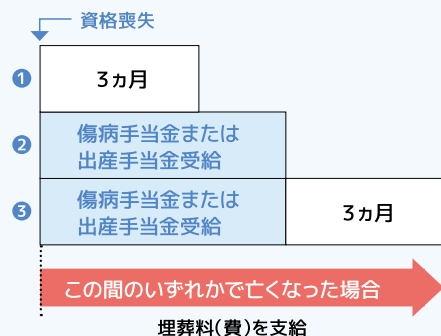
Check

#### 資格喪失後でも支給されることがあります

被保険者が資格喪失後に亡くなり、次のいずれかに該当する場合は、埋葬料または埋葬費が支給されます。

※資格喪失後に加入した健康保険で埋葬料を請求していない場合に限ります。

- 被保険者だった方が資格喪失後3ヵ月以内に亡くなったとき
  - 被保険者だった方が資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき
  - 被保険者だった方が②の継続給付を受けなくなってから3ヵ月以内に亡くなったとき
- ①の場合は、亡くなった方の資格喪失前の被保険者期間の長さは問われません。なお、被保険者の資格喪失後に被扶養者だったご家族が亡くなっても、家族埋葬料は支給されません。





電子申請対象

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者（異動）届

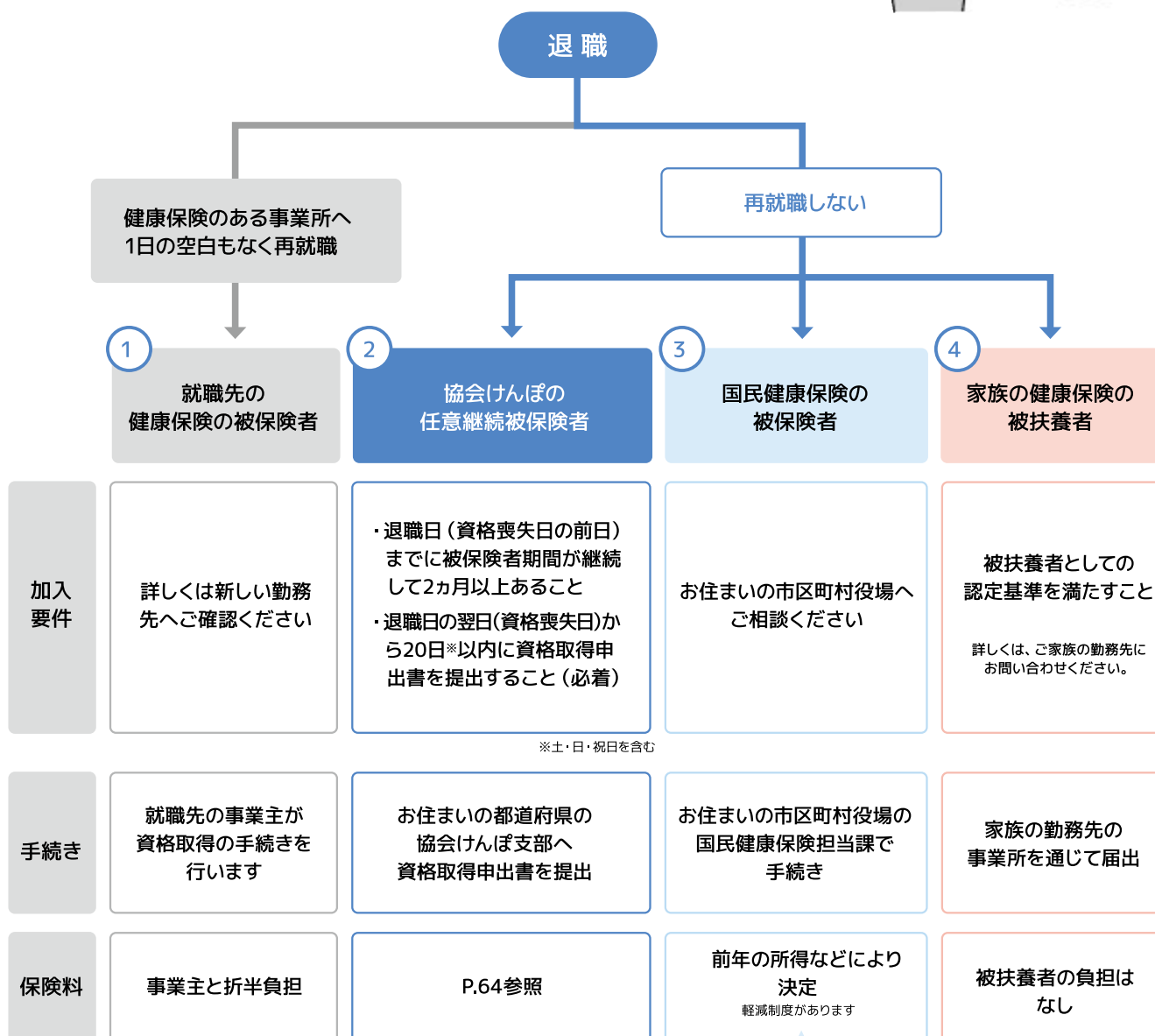


## 任意継続被保険者

# 退職後も健康保険へ継続加入したいとき

### 退職後の健康保険は？

74歳までの被保険者が退職などでその資格を喪失した場合には、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務づけられています。退職後はご自身の状況に応じて、下記の実践のいずれかの健康保険に加入手続きをする必要があります。



「特例対象被保険者」に対して国民健康保険料を軽減する制度があります

倒産・解雇などにより失業された方（特定受給資格者および特定理由退職者）には国民健康保険料の軽減制度があります。詳しくは、お住まいの市区町村役場へご確認ください。

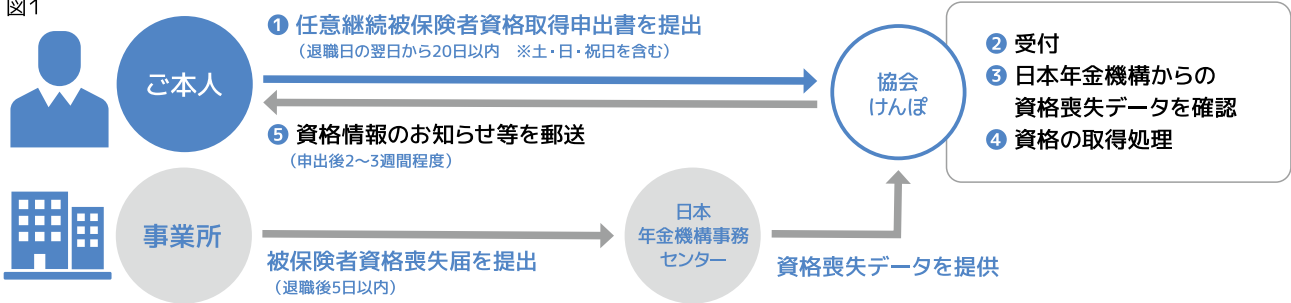


## 任意継続の申請から健康保険の資格を取得するまでの流れは？

### 健康保険の資格を取得するまでの流れ

日本年金機構から提供される、資格喪失データを確認後に任意継続健康保険の資格を取得。

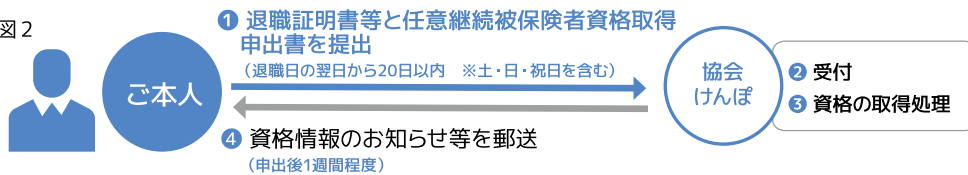
図1



### 資格の取得をお急ぎの場合は

退職証明書等を添付して協会けんぽに申出ることにより、日本年金機構からの資格喪失データの提供を待たずに資格取得処理が可能です。

図2



※事業主が作成した退職証明書等と日本年金機構から提供される資格喪失データに相違がある場合は、後日任意継続の資格記録を修正します。修正後の資格情報のお知らせは送付されません。

変更された資格情報のお知らせの発行を希望する場合は、「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

※退職証明書等の提出がない場合は、日本年金機構からの資格喪失データ確認後の資格取得処理となります(【図1】と同様の流れとなります)。

Check

## 加入と資格喪失について

加入

加入できるのは最長で2年間です。  
(退職日の翌日から加入)

資格喪失

任意継続被保険者は右のいずれかに該当する場合のみ、資格を喪失します。

### 任意継続被保険者の資格を喪失するとき

- ① 保険料を納付期限までに納めなかったとき
- ② 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ③ 任意継続被保険者が亡くなったとき
- ④ 就職等により健康保険・共済組合等の被保険者になったとき
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
- ⑥ 資格喪失を希望したとき

※③、④、⑤、⑥の場合は、資格喪失申出書の提出が必要

### ◎1カ月の保険料

退職時点の標準報酬月額

上限は32万円  
(改定される場合あり)

×

協会けんぽ都道府県支部(住所地)の保険料率  
と子ども育て支援金率

40~64歳の方は  
介護保険料が上乘せ

=

任意継続の保険料

全額自己負担

※資格取得日の属する月から保険料がかかります(1ヵ月分)。

保険料の納付期限は毎月10日(10日が土・日・祝日の場合は翌営業日)と決められており、期限までに納付されなかった場合、任意継続の資格を喪失することになります。なお、保険料の初回納付については、資格情報のお知らせをお送りする封筒に納付書が同封されていますので、記載の期限までに納付していただきます。

### 便利な口座振替と前納制度(納付書払)

保険料の納め忘れを防止するため、口座振替のご利用が便利です。また、保険料が割引される前納制度(6ヵ月または12ヵ月)があります。

### ◎任意継続加入中の健康保険給付

任意継続被保険者になった場合、原則として、在職時と同様の保険給付(傷病手当金・出産手当金を除く)が受けられます。

任意継続被保険者

# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.

# 山口支部からの お知らせ

---

## はじめましょう！ 健康経営



# はじめましょう！

# 健康経営

「健康経営®」はNPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

## 健康経営は「生涯現役」を目指す 経営戦略です。

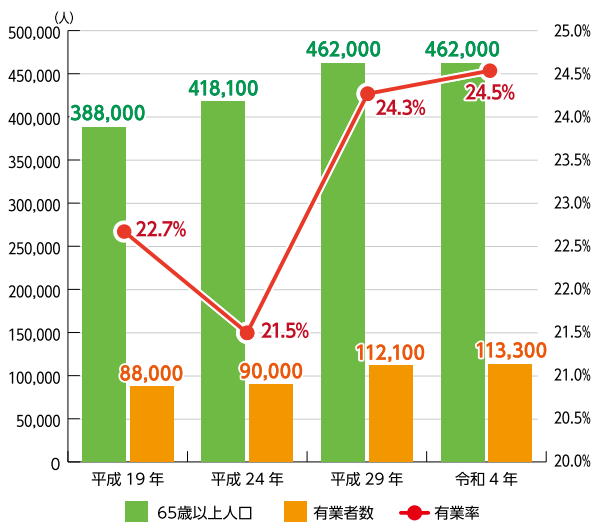
中小企業にとって、新しい人材を確保することは容易ではありません。  
従業員の人生を豊かにし、企業の未来を守り、地域社会の活力を  
生み出すことができる——それが「健康経営」という取り組みです。

従業員が今よりもっと長く、元気に働き続けられる。  
そんな環境づくりにチャレンジしてみませんか。



### 山口県の状況

山口県の65歳以上の人口、有業者数及び有業率の推移



#### ① 人手不足

山口県は、少子高齢化、若者の県外流出により生産年齢人口が減少しているなか、「求人が求職を上回って推移している」状態が2年以上継続し、特に中小企業においては人手不足が深刻化しています。

(「厚生労働省山口労働局「令和7年度山口労働局の重点施策」より)

#### ② 高齢者(65歳以上)の有業率の上昇

山口県の高齢者の有業者数は、平成19年から令和4年までの15年間で約25,000人増加、有業率は1.8%上昇しています。

(「就業構造基本調査」(総務省統計局) (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00200532>) を基に、協会けんぽ山口支部がグラフを作成)

出典「政府統計の総合窓口 (e-stat)」 (<https://www.e-stat.go.jp/>)

# こんなお悩みありませんか？

従業員が急に  
手術が必要になって  
人手が足りない…

求人を出しても  
なかなか応募がない…

技術や経験のある  
高齢従業員に  
これからも働いてほしい…

高齢化が進む  
従業員の健康状態が  
気がかり…



休暇増・残業減の  
働き方改革を実施して  
会社の生産力が落ちた…

## これからの健康経営は…

- ✓ 従業員が長く元気に働き続けられることが、企業の最大の資産です。
- ✓ 健康経営はイメージ戦略ではなく、事業継続のための投資です。
- ✓ 高齢者が働き続けられる企業の存在が、地域社会の活力にもつながります。



少子高齢化の加速、労働人口の減少、メンタルヘルス不調者の増加。これらの社会情勢による「人手不足」が原因で、企業の労働生産性低下リスクが増え続けています。それにより企業では、従業員の健康を増進させ、高齢従業員が元気で働き続けられる仕組みづくりが重要視されています。「生涯現役社会」の実現に向けて、健康経営始めてみませんか？

## 「生涯現役」を可能とする健康経営の柱

### 生活習慣病 予防

糖尿病・高血圧・  
肥満等への  
早期発見・治療

### 口腔保健

「噛む力」を維持し、  
健康寿命を延ばす

### メンタル ヘルス支援

コミュニケーション  
の活性化、モチベー  
ションアップ

### 働き方の 柔軟化

高齢従業員が  
無理なく働ける  
環境づくりを

健康・労働・商品の質の向上  
企業の成長とともに地域社会の活力 UP

# 「健康経営企業」になるには？

「健康経営って具体的には何をすればいいの？」と考えている健康経営に初めて取り組む企業のために山口県の「やまぐち健康経営企業認定制度」の流れをSTEP0～3で紹介します。

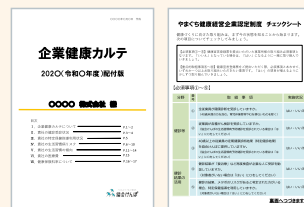


制度は  
1年サイクルとなっており、  
毎年STEP2・STEP3を  
繰り返し行って  
いただきます。

## STEP0

健康度を調べ、  
課題を  
見つけよう

協会けんぽ山口支部から「企業健康カルテ」「チェックシート」を取り寄せ、従業員の健康状態について自社の現状を確認します。取り組むべき健康課題がわかったら、課題の改善方法を考え、健康づくりに向けた取り組みを設定しましょう。



## STEP1

健康宣言  
登録をしよう

STEP0で定めた取り組みを「健康宣言登録票」に記入し、協会けんぽにFAXまたは郵送で提出します。（同時に山口県が実施している「やまぐち健康経営企業認定制度」へ登録されます。）登録の特典『協会けんぽからのサポート』も活用しましょう。（次ページ参照）

POINT

やまぐち健康経営企業認定制度

山口県と協会けんぽ山口支部が協働して健康経営に取り組む企業を支援する制度です。



## STEP2

健康づくりに  
取り組もう

協会けんぽより、健康宣言登録票の内容に基づいた「健康宣言証」が後日届きます。社内に掲示して従業員の意識を高めましょう。「健康宣言証」の内容に基づき、1年間（初年度のみ半年～1年間）健康づくりに取り組みましょう。

## STEP3

評価シートで  
1年間を  
振り返ろう

取り組み開始から1年間（初年度のみ半年～1年間）の振り返りを行います。協会けんぽから「やまぐち健康経営企業 評価シート」提出のご案内が送付されますので、取り組みを振り返りながら記入し、山口県にWebフォームで提出しましょう。

提出先は  
こちら



## 「健康経営企業」認定！（3年間）

評価時に一定以上の点数（65点以上）を獲得された企業は、山口県から「健康経営企業」として認定され、特典が受けられます。

認定企業の特典（次ページ参照）

- ✓「認定ロゴマーク」や「認定企業ののぼり」の使用等
- ✓ハローワーク求人票に認定企業の掲載可能
- ✓山口県の政策入札や建設工事等入札にかかる評価項目として登録可能

## 健康宣言をされた企業様へ

# 協会けんぽからのサポート

健康宣言登録票を提出いただいた企業様へは、協会けんぽから以下のような支援をさせていただいております。健康経営の取り組みの一環としてご活用ください。

### ① 「企業健康カルテ」の提供（無料）

事業所様の生活習慣病リスク割合が県平均や同業態の平均と比較できる「企業健康カルテ」を定期的にお送りします。リスク割合を数値で把握いただくことにより、自社の健康課題を確認いただき、取り組みの計画を立てやすくなります。

### ② 歯科健診の実施（500円）

「歯と口腔の健康管理が全身の健康維持につながる」との考えに基づき、歯科健診を実施いたします。  
※多くの方に歯科健診をご利用いただくために、初めてご利用の方に限らせていただきます。

### ③ 健康づくり講座（無料）

メンタルヘルス等の専門家による出前講座を専門機関と連携して実施いたします。  
また、協会けんぽの保健師・管理栄養士の派遣による運動や食事・栄養等の各種講座を実施いたします。

### ④ 健康に関する各種資料の提供（無料）

社内の健康意識啓発に活用いただける各種資料を提供いたします。

※ 上記事業の実施にあたっては、お申し込み多数によりご希望に添えない場合もございます。また、上記事業は予定であり、計画の変更等により実施されない場合がございますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

## やまぐち健康経営企業の「認定」を受けた企業様へ

# 山口県からのサポート

健康づくりに1年お取り組みいただき、評価時に一定以上の点数（65点以上）を獲得し、山口県から「健康経営企業」の認定を受けると、以下のような特典があります。



- ✓ 企業PRのための認定企業の名称・認定ロゴマークの使用、認定証・ステッカー、認定企業のぼり等の贈呈
- ✓ 特に優良な健康経営取り組み企業に対して山口県知事表彰
- ✓ ハローワークの求人票に認定企業であることを掲載可能
- ✓ 山口県の政策入札にかかる評価項目
- ✓ 山口県の建設工事等入札にかかる評価項目

ほか



詳細は山口県のホームページ「健康やまぐちサポートステーション」をご覧ください。▲

各種相談窓口  
・  
問い合わせ先

全国健康保険協会山口支部  
保健グループ 健康経営担当

☎ 083-974-0530

詳しくは  
ホームページを  
ご覧ください▶

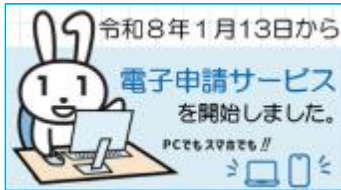


# 各種申請書の提出は電子申請で！



## 書類により、提出先は2カ所に分かります

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が異なります。提出方法は、電子申請、または郵送による申請が可能です。郵送による申請をご希望の場合、必要な申請用紙は、ホームページからダウンロードしてご使用いただけます。簡単・便利な、電子申請での提出をご利用ください。  
 なお、電子申請に関する詳細は、協会けんぽもしくは日本年金機構のホームページをご参照ください。



### 協会けんぽにご提出いただく申請書

- 資格情報のお知らせ交付申請書
- 資格確認書交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者行為による傷病届
- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書
- 特定健康診査受診券(セット券)申請書
- 埋葬料(費)支給申請書
- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

健康保険の資格取得等に関するもの  
(従業員の採用)

変更・訂正

交付

給与・賞与

病気・ケガ入院等

出産・育児休業

健診

退職・死亡

退職後の保険(任意継続)

事業所に関するもの

### 日本年金機構の事務センターにご提出いただく申請書

- 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者(異動)届  
(国民年金第3号被保険者関係届)
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 被保険者住所変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 産前産後休業取得者申出書
- 育児休業等取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
- 育児休業等終了時報酬月額変更届
- 被保険者資格喪失届
- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

マイナンバーと基礎年金番号が結びついている被保険者は原則届出不要です。



全国健康保険協会 山口支部

〒754-8522 山口市小郡柳井田 1-1-57 山本ビル第3  
 ☎083-974-0530 (代表)